



企業等が新たに正規雇用した方の人件費・研修費等を支援します

(令和3年度あおり人財育成事業)

新規雇用者
1人当たり
最大100万円

県内企業等が新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等や既卒未就職者(概ね既卒3年以内)等を正規雇用した上で行う人材育成を支援します。

応募資格

次のいずれかに該当する法人

- (1) 県内に事業所を有する企業
- (2) (1)に該当しない県内に事業所を有する団体・・・NPO法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人など

事業の形態

県からの委託(委託期間3か月以内)

業務内容等

(1) 業務内容

新規雇用者に対して、OJT(職場内教育訓練)に加えて、次のいずれかの取組を実施すること。

- ① 新規雇用者が新たに必要となる技術等の習得支援
例: 外部機関での研修受講、外部講師による技術指導、eラーニングなど
- ② 新規雇用者の早期離職防止、職場定着への支援
例: メンター制度導入、新たな福利厚生制度の導入など

(2) 新規雇用の対象者

- ① 失業者等
 - ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症等の影響に起因して離職した者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により就職できなかった者
 - ・就職氷河期世代(※)で、求職活動中の者(※) 概ね平成5年～平成16年に学校(高等学校、大学等)の卒業期を迎えた世代
- ② 既卒未就職者(概ね既卒3年以内)等
 - ・平成31年3月以降に学校を卒業し、卒業後も就職活動を継続中の者
 - ・平成31年3月以降に学校を卒業後、安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者)

[留意事項] 県が事業計画を採択する前の採用については、本事業の対象外となります。

対象経費

- (1) 新規雇用者の人件費: 賃金・各種手当(賞与除く)、社会保険料(事業主負担分)等
- (2) その他事業費: 新たな技術の習得支援の経費、早期離職防止・定着支援の経費等

応募方法

県ホームページに掲載している事業計画書等の応募書類を作成・提出。県の審査で事業計画が採択された場合、事業を活用できます。応募受付締切: 令和3年7月30日(金)

